

平成26年6月  
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成26年6月19日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

---

議事日程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

（教育民生常任委員長）

- 議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定について  
議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算  
請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願  
請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 第2 諮問上程・説明・質疑・採決  
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決  
発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について  
発議案第5号 教育予算拡充に関する意見書について  
発議案第6号 手話言語法制定を求める意見書について
- 第4 報告  
報告第1号 平成25年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について  
報告第2号 平成25年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

## 開 議

平成26年6月19日（木） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 佐藤啓史君登壇〕

○総務常任委員長（佐藤啓史君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、

執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件につきまして、議案第21号は賛成多数で、議案第24号は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第21号で、軽自動車税の増税は、庶民への増税で許されないと反対討論がありました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、軽自動車税を大幅に増税しようとするものです。4月から消費税率は8%に増税され、来年10月からは10%へ引き上げられようとしています。そのかわり、自動車購入者への二重課税として問題視され続けてきた自動車取得税が消費税10%の段階で廃止される予定です。自動車取得税は都道府県税であり、その70%に近い額が市町村に渡されています。廃止されると、約1,900億円の地方税収に穴があき、行政サービスの悪化が懸念されます。そこで、財源として目をつけられたのが軽自動車税です。軽自動車税は市町村税ですので、増税分の税収がそのまま市町村の歳入に反映されます。しかし、自動車取得税廃止分を穴埋めするには、さらなる増税が必至です。

一方で、言うまでもなく軽自動車の魅力は車両価格の安さと税負担の軽さと低燃費であり、少人数の家庭ならば軽自動車で十分という家庭も多く、2台目の車としては大変多く選ばれており、まさに地方に暮らす庶民の足とも言うべき存在です。軽自動車税の増税は、消費税増税の上にかぶさる二重に弱い者いじめの庶民増税であり、断じて容認できません。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。黒川議員。

〔14番 黒川民雄君登壇〕

○14番（黒川民雄君） 私は、議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例は、消費税が8%に引き上げられたことにより地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げようとするものであり、自主財源が少なく地方交付税の依存度が高い本市にとっては大変意義のあるものと考えます。

また、軽自動車税の税率の引き上げ及び重課の規定は、昨今の4輪の軽自動車と1,000cc以下

の小型自動車では、性能及び車両重量など、その差異が縮まっている現状を踏まえ、生活の足としての役割を考慮し、平成27年4月1日以降の新規取得される新車に限って適用されるもの及び環境性能の劣る車への重課を行おうとするものであります。いずれも地方税法の一部改正による標準税率の改正であり、本税率を下回った税率を適用した場合、地方交付税の算定において不利益となることが予想されます。

以上のようなことから、議案第21号に賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第24号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定について、議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、以上6件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 土屋 元君登壇〕

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおりであります。

議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定について、議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、以上3件につきましては、紹介議員に説明を求め、慎重審査を行った結果、請願第1号、請願第2号及び請願第3号、以上3件につきましては、全員賛成で採択と決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長(岩瀬義信君) これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩瀬義信君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番(藤本 治君) 議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及びこの条例改正を反映した議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について、反対の立場から討論を行います。

本条例改正は、低取得者に対する軽減措置の拡充が含まれ、特に重い負担を強いられている所得200万円前後の方々への軽減が重点的に講じられています。これは一歩前進であり、歓迎するものでありますが、長年の社会保障費削減政策の結果、国民健康保険への国庫負担率は、今や当初から見て半減しており、それが被保険者全体の税負担にしわ寄せされております。これを補うため、全国各地の自治体が一般会計からの繰り入れを行い、税負担の軽減を図っています。市民からは、国保税を引き下げてほしいとの声が広く寄せられており、今回の条例改正においても、一般会計からの繰り入れを行って税率を改正し、国保加入者全体の税負担の軽減を行うべきであります。

以上を指摘し、反対討論といたします。

○議長(岩瀬義信君) ほかに討論はありませんか。磯野議員。

〔1番 磯野典正君登壇〕

○1番(磯野典正君) 議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第25号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件について、賛成の立場で討論をいたします。

はじめに、議案第23号でございますが、今回の条例改正は、地方税法施行令の一部改正等に伴う所要の改正であり、軽減措置の拡充により低所得者層の負担軽減を図り、あわせて後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る課税限度額を引き上げることにより、中間所得層に係る

負担を軽減しようとするものであります。

また、本市における高齢化の進展に伴い、後期高齢者支援金及び介護納付金に係る歳出が増加していることから、国民健康保険税を構成する医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る税率に関し、必要な改正を行おうとするものであります。

次に、議案第25号につきましても、主に議案第23号の条例改正に伴う予算の補正でありますことから、議案第23号並びに議案第25号、以上2件に賛意を表し、賛成討論いたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 勝浦市芸術文化交流センター設置管理条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第23号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第25号 平成26年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、請願2号は、採択と決しました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

---

#### 諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。  
〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配布したとおりであります。それでは、日程第2、諮問を上程いたします。  
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年9月30日で人権擁護委員、谷敏夫さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、谷敏夫さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

谷敏夫さんの経歴を申し上げますと、昭和49年3月、二松学舎大学を卒業後、昭和49年4月から千葉市立千城台西中学校に教員として勤務し、平成23年3月に退職するまでの間、勝浦市立勝浦中学校教頭、千葉県教育委員会夷隅地方出張所管理課長を経て、勝浦市立郁文小学校長、大多喜町立大多喜中学校長、勝浦市立上野小学校長等を歴任されました。

また、退職後、平成23年10月から人権擁護委員、平成25年4月から市政協力員として現在に至っております。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、発議案を上程いたします。発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第5号 教育予算拡充に関する意見書について、発議案第6号 手話言語法制定を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） 発議者から提案理由の説明を求めます。土屋元議員。

〔13番 土屋 元君登壇〕

○13番（土屋 元君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第5号 教育予算拡充に関する意見書について、及び発議案第6号 手話言語法制定を求める意見書について、以上3件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義

義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望しようとするものであります。

次に、発議案第5号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし、現在日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に平成27年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

一つ、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。

一つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助にかかわる予算を拡充すること。

一つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

一つ、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第6号 手話言語法制定を求める意見書について申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法

体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能性な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって本市議会として、政府と国会が次のとおり講ずるよう強く要望しようとするものであります。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話を学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第4号、発議案第5号及び発議案第6号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第4号、発議案第5号及び発議案第6号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されまし

た。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、発議案第5号 教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（岩瀬義信君） 次に、発議案第6号 手話言語法制定を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

## 報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第4、報告であります。報告第1号 平成25年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号 平成25年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号及び報告第2号について申し上げます。

初めに、報告第1号 平成25年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書についてですが、本件は、平成25年度勝浦市一般会計予算の継続費で、（仮称）市民文化会館建設事業に係る経費1,652万2,916円を平成26年度へ繰り越すために調製した継続費繰越計算書であります。

次に、報告第2号 平成25年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、本件は、平成25年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、社会資本整備総合交付金事業ほか9件に係る経費2億8,354万1,500円を平成26年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって報告を終わります。

---

## 閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成26年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 議案第21号～議案第25号の総括審議
1. 請願第1号～請願第3号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第4号～発議案第6号の総括審議
1. 報告第1号～報告第2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員